

東商品支発第55号  
2023年6月21日

東京商工会議所税制委員会  
委員長 阿部貴明様

東京商工会議所品川支部  
会長 武田健三  
中小企業・税制特別委員会委員長  
国分直人

## 品川支部 令和6年度税制改正要望

ウィズコロナの下で徐々に経済活動が本格化する一方、原材料価格の高騰、調達難の影響が深刻化し、物価高騰も中小企業・小規模事業者の経営を圧迫しています。

日本全体の企業数の99.7%（※）、雇用の約7割（※）を占める中小企業は雇用創出の源泉であり、財源調達の基盤としても大きな役割を果たしてきたものの、事業継続・雇用維持のために大きな負担を強いられています。大企業に比べ財務基盤の弱い中小企業にとって、各種負担が増加し続ければ、地域経済の根幹を揺るがすことにつながりかねません。このような危機的状況を乗り越える力を持てるような、中小企業の財務基盤強化につながる施策を迅速に展開していかなければなりません。

一方、ビヨンドコロナを見据え、これまでの事業内容を大幅に見直し、新たなビジネスモデルへの転換や、ITの利活用等を通じて生産性の向上に取り組む中小・小規模事業者も増えていきます。こういった新たな取り組みに挑戦する事業者を積極的に支援し、中小企業の活力を引き出す効果的な税制を構築することも重要です。また、中小企業の活力強化と合わせて、ビヨンドコロナでの景気回復を促すために、大胆な消費喚起策を講じ、国内の実体経済に資金が流れていく仕組みづくりも進める必要があると考えます。

品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび下記の通り要望を取りまとめました。税制委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

※2022年度中小企業白書

## 1. ビヨンドコロナを見据えた、中小企業の活力を引き出す税制

変化し続ける国際情勢の影響によって多くの企業が事業継続・雇用維持のために大きな負担を強いられています。特に、資金力の乏しい中小企業・小規模事業者は、長期化する売上減少に耐えられず、倒産するケースも少なくありません。

各種政策の財源として法人への課税が度々議論されますが、法人税など企業に対する今以上の税負担増はとて容認できません。税収の確保に向けては、安易な増税に依らず、徹底した歳出改善、および持続的な経済成長に伴う税収増を目指すべきと考えます。

厳しい環境下で、経営状況を少しでも改善していくため、大胆な事業転換や生産性向上、新しい生活様式に即した新事業の創出等により、ビヨンドコロナにおける日本経済の回復と成長を支える中小企業の活力を最大限に引き出すため、以下の点を要望いたします。

### (1) 中小企業の活力強化に向けた税制

#### ①新規創業・ベンチャー・業種転換・業態転換を促進・支援する税制

- 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置
- 欠損金の繰越控除期間無期限化
- オープンイノベーション促進税制の適用期限のさらなる延長
- 一定期間（創業後5～10年等）の継続投資に対する税制優遇
- 創業者を対象に家賃を減免してオフィスを提供した事業者に対する優遇制度（固定資産税の減免措置、法人税・地方税の税額控除等）

#### ②研究開発税制の利用拡大に向けた方策

- 実態に即した分かりやすい周知（届出書類のフォーマット化など）
- 中小企業が利用しやすい優遇税制の実現（繰越控除制度の創設、試験研究に従事する者の要件緩和、減税枠の拡大・該当費目の明確化等）

#### ③中小企業向け賃上げ促進税制の拡充

- 賃金を3.5%増額した場合、税額控除を25%上乗せし、最大50%まで引き上げる。さらに、人材投資や生産性向上に取り組む企業は法人税の税額控除を30%まで引き上げる
- 繰越控除措置の創設
- 教育訓練費による上乗せ措置を切り離して別建てとする

#### ④第三号被保険者制度の抜本的な見直しなど就労調整となる要因の是正

#### ⑤役員給与の損金算入

- 原則全額損金算入とすべきであるが、少なくとも、急激な売上減少など不測の事態における役員給与の減額変更については柔軟に認めるべき

#### ⑥事業所税の廃止

#### ⑦印紙税の廃止

- ⑧ビヨンドコロナにおける大胆な消費喚起策の実施
  - 消費を喚起する大胆な減税の検討・実施（所得税の定率減税、相続税減税、車両等の固定資産購入に対する贈与税の基礎控除額 110 万円の上限額引き上げ等）
- ⑨交際費課税の特例措置の定額控除限度額引き上げ、交際費から除外される 1 人あたり 5,000 円以下の飲食費の上限額の引き上げ
- ⑩外形標準課税の中小企業への適用拡大反対

## (2) 設備投資・IT化を後押しする税制

- ①減価償却資産の耐用年数の実態に即した改訂
- ②少額減価償却資産の損金算入特例について物価高騰を踏まえた基準の見直し（取得価額 30 万円未満、合計 300 万円までの上限引き上げ）
- ③減価償却の時期を任意で決められるようにする、建物・建物付属設備・構築物の減価償却の方法について定率法も選択可能とすること
- ④デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の拡充
- ⑤ソフトウェアの開発費用は随時費用処理可能にする
  - ※ソフトウェアは初期投資した上でメンテナンスしながら使うという考え方だけではないため、現在のソフトウェアを資産計上して減価償却するという方法から変更すべきである
- ⑥テレワーク推進のために在宅勤務に係る費用負担についての理解促進（在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQの周知強化等）

## **2. 事業主の納税事務負担の軽減および行政の徴収事務効率化の実現**

給与所得者の所得税や住民税、社会保険料等は、事業主による源泉徴収義務が課されており、かつ2分の1の社会保険料を事業主が負担しています。また、マイナンバーやe-Tax、eLTAXの利用推進などIT利用による利便性向上を名目に、事業主に対して個人住民税徴収の現年課税化が議論されるなど、さらなる徴収事務負担を増大させる動きは看過できません。一方で、ITの利用は時代の趨勢ではありますが、小規模事業者にとってITに関するリテラシーや装備率は必ずしも高くないことを十分に考慮する必要があります。

つきましては、税の用途を国民全体でチェックする機能を高めるためにも、税と社会保険料の徴収システムの統合や事業主の年末調整義務の廃止などを通じて、事業主の事務負担軽減を図るよう以下の点を要望いたします。

- (1) 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限の早期統一
- (2) e-TaxとeLTAXの統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の実現
- (3) 年末調整の廃止（現在の年末調整は複雑化していることに加えて、家族構成

や配偶者の所得、副業、福祉支援金の有無など個人のセンシティブな情報を含んでおり、さらに 12 月時点では未確定な情報で年末調整を行わなければならない、事業者の負担は年々増しているため)

- (4) 所得税の確定申告時期の 1 ヶ月後ろ倒し
- (5) 企業の事務負担が増加する個人住民税の現年課税化への反対
- (6) 電子申告・電子帳簿保存に取り組む小規模事業者へのインセンティブの拡充（申告期限の延長、「電子申告特別控除」としてすべての税目における税額控除、延滞税の減免等）
- (7) 現在 1 月 31 日とされている償却資産税の申告期限を、法人税などに合わせて決算日から 2 ヶ月以内にする
- (8) インボイス制度導入には引き続き反対の立場であるが、本年の制度導入に際しては混乱を最小限に留めるよう万全な対策をとること（一例：税務署における個別相談の拡充等）

### **3. 事業承継税制の拡充・改正（近い将来の相続税廃止を）**

多くの中小企業は業績改善のスピードが遅く、大企業との乖離が広がっているにもかかわらず、類似業種比準価額方式を株式評価に採用している中小企業は上場企業に合わせて自社株式が高く評価されています。また、取引相場のない株式の評価の見直しにおいて、株価算定方式で資産評価の相対価値が上がることで、都市部に事業用資産などを保有する企業の株価評価額が上がってしまったという指摘もあります。中小企業は業績にほとんど変化がないにも関わらず、相続税負担が非常に重くなっている実態があり、事業承継の際の大きな障害となります。

そもそも国際的に見ても、重い相続税を課している国は少なく、グローバル経済下の競争に打ち勝つという観点から、少なくとも事業用資産に関する項目については相続税、贈与税全廃の方向で検討すべきであり、下記の点につきまして、事業承継税制の拡充・改正を要望いたします。

- (1) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し（事業承継を計画的に進めるため、経済状況に左右されない、中小企業の実態や経営規模に応じた株式評価方法の確立）
- (2) 株式評価額の安定化を図るため会社保有の土地への評価減
- (3) 純資産価額方式における負債の評価について、合理的に計算された退職給与引当金や賞与引当金を負債に含めること
- (4) 個人資産の評価において、事業資金の担保となっている場合の減額措置
- (5) 事業用に供された個人資産に適用する小規模宅地等の特例に関して、限度面積の拡大、家屋への適用
- (6) 従業員承継等の第三者への事業継続を目的としたM&Aを後押しするため、事業を譲り渡す側に対するインセンティブ税制の創設

- (7) 法人版事業承継税制特例措置の延長・恒久化
- (8) 分散した株式の集約促進のための税制措置（集約のための資金について費用計上を認める等）
- (9) 事業譲渡をしやすくするためにM&Aの事業譲渡におけるのれん代一括償却を可能にする（事業譲渡成立から3事業年度内であれば自由に償却できる等）
- (10) 経営資源集約化税制の適用期限の延長、拡充（仲介手数料、デューデリジェンス費用の損金算入を認める）

#### **4. 中小企業の内部留保を促進する税制の検討(留保金課税の完全撤廃)**

中小企業にとって、設備投資・研究開発、財務基盤の強化のために、さらには事実上、資金調達の唯一の手段である銀行からの借入を行うため、自己資本を手厚くすることは当然であり、優良な中小企業ほど内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る傾向にあります。日本経済の成長のためには優良な中小企業の育成が必要であり、グローバル経済での競争が激化する現在においては、内部留保に課税する考えは障害であると言わざるを得ません。

そこで、留保金課税の適用除外や完全廃止にとどまらず、「中小企業の会計に関する基本要領」に即した決算書を作成する中小企業に対しては、企業体力強化、資本充実を目的とした内部留保を増大させた部分を税額控除するなど、むしろ内部留保を促進する税制の検討を提案します。

#### **5. カーボンニュートラルへの対応**

CO<sub>2</sub>削減については、政府主導で極めて高い目標が示されています。原材料価格や物価の高騰が続いている中で、電気代や燃料代などのさらなる価格上昇、あるいは脱化石燃料を通して業態転換を迫る動きが加速した場合、体力の弱い中小企業へのしわ寄せが懸念されます。環境規制を強化している欧米諸国を中心に国際的な要求としてやむをえない動きならば、業界、個別企業への補償や手当の準備を進めていく必要があります。カーボンニュートラルの取り組みを新たに始める中小企業・小規模事業者が増えるよう、企業のモチベーションアップにつながる税制支援を要望します。

以上